

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、琴平町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）大栗屋地区）を行うことについて平成25年12月17日適当と決定した。

その関係書類を琴平町農政課において平成26年1月8日から同月28日まで縦覧に供する。

平成25年12月24日

香川県知事 浜 田 恵 造